社会福祉法人　与那原町社会福祉協議会
評議員の報酬等に関する規程

（趣旨）
第１条　この規程は、社会福祉法人与那原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第９条の規程に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

（報酬）
第２条　評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額２，５００円を支給する。

（旅費）
第３条　評議員が出張する場合は、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する

（報酬等の支給方法）
第４条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。
２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）
第５条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）
第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則
この規程は、平成２９年６月２６日から施行する。